

15環政第78号

平成15年2月3日

宮城県環境政策課長 様

福島県環境政策室長



一般国道115号阿武隈東道路に係る環境影響評価準備書に対する
意見について（通知）

このことについて、別添写しのとおり下記の事業者に通知しましたので、お知らせしま
す。

記

- 1 事業者住所 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号
- 2 事業者氏名 国土交通省東北地方整備局長 浜口 達男

（事務担当 福島県環境政策室環境評価グループ 電話 024-521-7250）

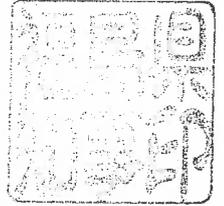




15環政第76号
平成15年1月31日

国土交通省東北地方整備局長 浜口 達男 様

福島県知事



一般国道115号阿武隈東道路に係る環境影響評価準備書に対する
意見について（通知）

環境影響評価法第20条第1項に基づく意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項について

- (1) 事業内容は、環境影響評価の前提となる事項であることから、道路のルート・構造や工事計画について、できるだけ具体的にかつ分かりやすく環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。
- (2) 環境影響評価方法書から同準備書（以下「準備書」という。）への事業内容の具体化に当たり、環境保全上配慮した事項について、その検討の経緯を含め分かりやすく評価書に記載すること。
- (3) 事業の詳細設計及び事業の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう、環境保全措置に最大限配慮すること。
- (4) 工事の実施により改変される箇所については、速やかに緑化するなどの環境保全措置を講じること。
- (5) 環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 今後、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測・評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 大気質、騒音・振動及び低周波音に係る予測においては、予測に使用した設定条件の妥当性を評価書に記載すること。
- (2) 相馬市山上地区（小豆畑）については、計画路線の路面の高さが地表と同じであり、車線と道路敷地境界との距離が近いことにより、対象事業実施区域内の他地区よりも大気質による住居への影響が大きいと考えられることから、自動車の走行及び建設機械の稼働等による大気質の影響について予測及び評価すること。

(3) 大気質及び騒音については、現状より大気汚染物質の濃度や騒音レベルが大きく増大すると予測されている地区があることから、より一層の回避低減を図る観点から環境保全措置を検討すること。

(4) 建設機械の稼働に係る騒音及び振動の予測結果については、「整合を図るとしている基準」に近いレベルにある地区があることから、道路敷地に隣接して住居がある場合や工事が長期に及ぶ場合は、低騒音工法の採用などの環境保全措置について検討するとともに、その実施による効果をできるだけ具体的に評価書に記載すること。

3 水環境について

工事の実施による「水の濁り」については、工法及び排水の処理方法を具体的にかつ分かりやすく評価書に記載するとともに、調査、予測及び評価すること。

4 自然環境について

(1) 相馬市萩平地区以東は、極めて複雑・多様な地形及び地質であることから、事業の実施に当たっては、斜面崩壊等の地形変化について十分に配慮すること。

(2) 小型哺乳類について、トラップ調査の調査期間が短く、十分に生息状況が把握されていないおそれがあることから、事業の実施に当たっては、追加調査を実施するとともに、必要に応じ適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物の移動阻害に対する環境保全措置としての侵入防止柵（誘導柵）及び移動経路として利用されるボックスカルバートについては、専門家の意見を踏まえて、構造及び設置位置について十分に検討の上設置すること。また、事後調査を行い、その有効性を確認すること。

(4) クマタカについては、営巣地と狩り場との間を道路が通過する計画となっていることから、飛翔高度等を踏まえて予測及び評価するとともに、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 昆虫類については、できる限り食草の分布も明らかにした上で、予測及び評価すること。

(6) 植物の環境保全措置については、専門家の意見を聞いた上で地域個体群が失われないうように配慮すること。また、キバナウツギ、クルマバツクバナソウについても、工事の実施により地域個体群が失われる場合は、適切な環境保全措置を講じること。

(7) 重要な植物群落として選定したアカマツ群落の予測・評価においては、宇多川に架かる橋梁を挟むトンネルから排出される自動車排出ガスの影響も考慮すること。

- (8) 凍結防止剤については、「公共用水域に流入後速やかに拡散・希釈されることから、影響は極めて小さい」との事業者見解が準備書に示されているが、そのように判断した根拠について、具体的にかつ分かりやすく評価書に記載するとともに、必要に応じ供用後の河川の水質調査を行うこと。また、飛散による農作物への影響が懸念されることから、飛散防止対策及びその効果について評価書に記載すること。
- (9) 工事の実施に際しては、流域の保水機能や地下水かん養機能が低下しないよう水環境に配慮した工法を検討すること。なお、河川内及び河岸での工事の実施に当たっては、水生生物への影響をできる限り回避できる工法を採用すること。
- (10) 生態系の予測・評価においては、生育・生息環境の変化をできる限り定量的に示すとともに、地表水や地下水の流動の変化についても考慮すること。

5 景観について

景観については、地域の人々に親しまれている身近な景観も重要であることから、主要な眺望点として対象事業実施区域内の集落及び周辺の集落も選定し、調査、予測及び評価すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業の実施に当たっては、里山などの身近な自然との触れ合いの活動の場に与える影響をできる限り回避、低減できるように最大限配慮すること。

7 その他

- (1) 上記1から6の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 評価書の記載に当たっては、上記1から6の内容を十分に踏まえたものとする。